



島根県報

令和4年2月14日（月）

第 285 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (都 市 計 画 課) 2

【告 示】

土地改良区の解散の認可 (農 村 整 備 課) 2

【公 告】

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 3

土地区画整理組合の理事の退任の届出 (都 市 計 画 課) 3

【正 誤】

令和4年1月28日付け島根県報第281号中 (森 林 整 備 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第2条・第11条・様式第1号・様式第3号—様式第7号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第18号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第13条の3第8項第2号ロ」を「第13条の3第9項第2号ロ」に、「第21条の19第9項第2号ロ」を「第21条の19第10項第2号ロ」に改める。

第11条第2項を削る。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「印」を「㊟」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、邑智郡瑞穂土地改良区の解散について令和4年2月2日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年1月13日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）

2 作業期間

令和3年6月25日から令和4年1月13日まで

3 作業地域

出雲市全域

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、安来市和田南土地区画整理組合理事長青戸守から次のとおり理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

退任した理事の氏名及び住所

青戸 秀則 安来市黒井田町362番地

正

誤

令和4年1月28日付け島根県報第281号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第46号中	浜田市金城町小国イ864-32からイ864-35まで、イ864-41からイ864-44まで	浜田市金城町小国イ864-32からイ864-35まで・イ864-41からイ864-44まで (以上8筆国有林)